

変更内容チェックシート

(注1)

(注2)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 別記様式第一号（第一条の二関係）の項目名	直前申請からの変更 の有無チェック欄	補足	暫定 変更区分
1. マンションの概要			
【1. マンションの所在地】		-	6
【2. マンションの用途】		-	7
【3. マンションの戸数】		-	7
【4. 主な構造】		-	7
【5. マンションの階数】		-	7
【6. マンションが建設された年月】		-	7
【7. 管理組合の形態】		-	6
【8. 管理組合の名称】		-	6
【9. 管理者等の氏名又は名称等】		2以上の管理者等を置く管理組合において、その一部の管理者等の変更をする場合は、変更「無」となります。	1
【10. マンションの管理形態】		-	6
【11. 管理事務の委託先の情報】		-	6
2. マンションの修繕その他の管理の方法			
【1. 長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日】		長期修繕計画の計画期間又は修繕資金計画に変更がない場合は変更「無」となります。	4
【2. 長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日】			4
【3. 長期修繕計画の計画期間】		-	4
3. マンションの修繕その他の管理に係る資金計画			
【1. 計画期間当初の修繕積立金の残高】		-	4
【2. 計画期間全体で集める修繕積立金の総額】		-	4
【3. 計画期間全体での専用使用料等からの繰入額の総額】		-	4
【4. 機械式駐車場設備の内容】		-	4
【5. 計画期間全体での修繕積立金の平均額】		-	4
【6. 現在の借入金の有無】		-	4
【7. 直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の総額】		直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3か月以上の滞納額が全体の1割を超えることとなった場合は、変更「有」となります。	3
【8. 直前の会計年度での修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額及び滞納率】			3
【9. 管理費と修繕積立金の区分経理の有無】		-	3
4. マンションの管理組合の運営状況			
【1. 監事の氏名又は名称】		監事の交代は、変更には該当しません。	1
【2. 直近の集会が開かれた年月日】			1
【3. 区分所有者名簿の有無及び年1回以上の内容の更新の有無】		名簿の内容を適時に更新し続けている場合は、変更には該当しません。	5
【4. 居住者名簿の有無及び年1回以上の内容の更新の有無】		名簿の内容を適時に4更新し続けている場合は、変更には該当しません。	5
【5. 管理規約への「マンションの管理のため必要となる、管理者等のマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）により特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入りに関する事項」の記載】		管理規約の改正において、文言の修正にとどまる規定の変更は、変更「無」となります。	2
【6. 管理規約への「マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保存に関する事項」の記載】		管理規約の改正において、文言の修正にとどまる規定の変更は、変更「無」となります。	2
【7. 管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載】		管理規約の改正において、文言の修正にとどまる規定の変更は、変更「無」となります。	2

(注1) 直前申請からの変更の有無チェック欄

この欄を用いて、直前の申請からの変更の有無をチェックしてください。

(注2) 暫定変更区分

- ・この列には、上表「暫定変更区分」に応じた番号を暫定的に入れていきます。
- ・手数料の算定の確認においては、この番号も適宜参照します。
- ・暫定変更区分7について変更が生じる場合は、申請窓口まで御相談ください。

暫定変更区分	
1	管理組合の運営
2	管理規約
3	管理組合の経理
4	長期修繕計画
5	組合員名簿及び居住者名簿
6	上記以外①
7	上記以外②